

H28.11.28 健康推進課

自治会公民館における禁煙の推進について（お願い）

本町では健康ほくえい計画に基づき、自治会公民館等における禁煙の取り組みを推進しているところです。現在 51 自治会（81%）が実施済となっているものの、現時点では下記の自治会は実施済の確認が取れていない状況です。

江北浜、東新田場、田井、北尾、向山団地、東園、六尾北団地、西高尾、東高尾、岩坪、由良宿 6 区、大谷

つきましては、建物内禁煙について、年末年始に開催されます自治会総会等でご検討いただき、ぜひとも実施していただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、既に建物内禁煙を実施しておられましたら、お手数ですが健康推進課にお知らせいただきますようお願ひいたします。

■ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）

第 25 条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、（中略）その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（中略）を防止するためには必要な措置を講ずるように努めなければならない。

■ 厚生労働省健康局長通知（平成 22 年 2 月 25 日、健発 0225 第 2 号）

4 受動喫煙防止措置の具体的方法

(1) 施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙は、受動喫煙対策として極めて有効であると考えられているため、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。（以下略）

(2) 全面禁煙が極めて困難である施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙が極めて困難である場合には、施設管理者に対して、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求ることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。（以下略）

■ 健康ほくえい計画（平成 24 年 3 月策定）

(5) 生活習慣病の予防 — 地域で生活習慣病の予防に取り組む — 自治会公民館の禁煙…

【担当】

北栄町健康推進課 健康づくり推進室

電話：37-5867

（裏面もご覧ください。）

自治会のみなさんで受動喫煙について考えてみませんか？

たばこの煙には多くの有害物質が含まれていますが、その量は主流煙よりも副流煙の方が数倍から数十倍も多いことがわかっています。この副流煙を、自分の意思とは無関係に吸い込んでしまうことを「受動喫煙」と呼びます。受動喫煙は様々な健康被害を及ぼすことが明らかになっており、深刻な問題となっています。

公民館の入口を喫煙場所にしているところはありませんか。入口は、公民館に来た人が必ず通る場所のうえ、煙が屋内に入りやすい場所でもあります。受動喫煙防止のために、喫煙場所は入口や窓から遠く離れた場所が望ましいでしょう。

日本の受動喫煙防止対策は世界最低レベルと判定されており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、日本でも幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策を強化されることになっています。

公民館は公共の施設です。みんなさんが気持ち良く使えるように引き続き禁煙にご協力ください。

自治会公民館等を健康づくり応援施設にしませんか？

鳥取県では、県民の健康づくりを支援するため、運動・食事・禁煙に取り組む施設又は店舗を「健康づくり応援施設」として認定しています。

申請し、県に認定されるとステッカーが配布されます。

本町では中央団地、大島、弓原浜の3つの自治会公民館が禁煙応援施設に認定されています。

自治会の中には、ステッカーがあると禁煙施設であることを住民へ周知しやすいという意見もありました。すでに公民館を禁煙にされている自治会も申請が可能です。ぜひ「健康づくり応援施設」として禁煙・分煙による健康づくりに取り組みませんか？

申請をご希望の自治会は健康推進課までご連絡ください。（電話 37-5867）

■健康づくり応援施設ステッカー■

